

# 浄化槽は生き物です！ 正しい維持管理で 川や海などの 水環境を守りましょう！

まり過ぎると浄化槽の機能に支障をきたし、水質低下や悪臭の原因となりますので、年1回以上(全バッキ式は半年に1回)の清掃が浄化槽法で義務付けられています。

ただし、使用人員や状況により清掃時期が早まったりしますので、保守点検を行う浄化槽管理士が最終的に判断をします。

清掃は、市の許可を受けた「浄化槽清掃業者」へ申し込んでください。

## 法定検査を必ず受けましょう

### 〇7条検査

浄化槽を使い始めて、3か月後から5か月の間に実施する検査で、工事の状況や放流水のBOD検査等を行い総合的に設置の状態を判定します。

### 〇11条検査

毎年1回実施する検査で、浄化槽の放流水のBOD検査等を行い、浄化槽の機能判断を行います。

検査は、愛媛県知事指定検査機関(社)愛媛県浄化槽管理センターが行いますので、必ず検査を受けてください。

浄化槽は、公共下水道や農業集落排水施設と違い、限られた容器の中で微生物の働きを十分に発揮させる汚水処理施設です。そのため、人間の体と同じように健康管理としての保守点検・清掃の必要があります。これらを総合的に診断する法定検査を定期的に受検することが浄化槽法により義務付けられています。

維持管理が適正に行われないと、機能が低下し、汚れた水が流れ出して、近所の排水路や川などの環境汚染を引き起こすばかりでなく、浄化槽の機能を正常に戻すために余分な費用がかかることとなりますので、注意してください。

## 保守点検は保守点検業者に

### 必ず依頼しましょう

浄化槽は、機能を維持するために、年4回以上(形式などにより回数は異

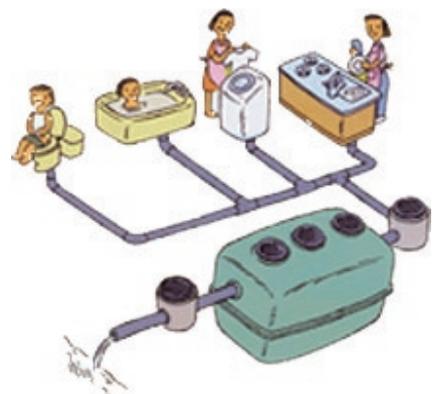
## 定期的な清掃を許可業者に

### 必ず依頼しましょう

浄化槽は適正に使用しても、1年を経過すると槽の中に微生物の死骸などがスカム膜状の浮きかすや汚泥となつて溜まります。スカムや汚泥が溜

## 浄化槽らくらく一括契約

保守点検＋清掃＋法定検査の3つの義務が一つとなった「浄化槽らくらく一括契約」(委託者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関との4者契約)をお勧めします。料金が割安で、点検・清掃が確実に実施され、トラブルに迅速な対応ができます。



### ◆◆◆清掃についてのお問い合わせ◆◆◆

#### 【浄化槽清掃業者】

本庁地区：(有)伊予環境保全 ☎982-2587

☎983-0999

中山地区：大山衛生社 ☎984-1699

双海地区：(有)松下衛生社 ☎987-0230

### ◆◆法定検査についてのお問い合わせ◆◆

(社)愛媛県浄化槽管理センター ☎925-2661

■浄化槽についてのお問い合わせは、伊予市水道部下水道課

☎982-1111、内線599